

## 資料 5

子ども・子育て会議基準検討部会(第3回)提出資料

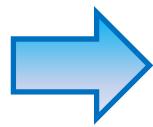
# 小規模保育事業について

平成25年8月6日

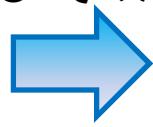
# 1. 小規模保育事業の検討に当たって

## (1) 小規模保育事業のコンセプト

- >大都市部の待機児童対策、児童人口減少地域の保育基盤維持など、地域の実情に応じた多様な目的に活用できること
- >多様な主体が、多様なスペースを活用して質の高い保育を提供できること
- >保育所分園やグループ型小規模保育、へき地保育所、地方単独事業など様々な事業形態から移行できること

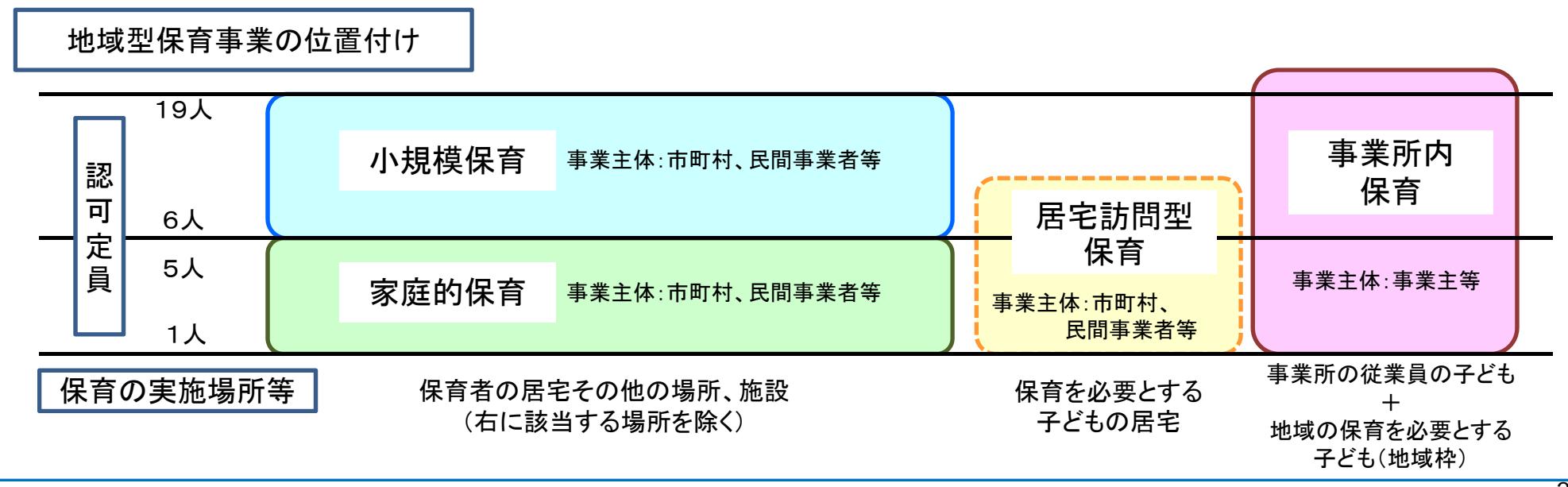
 規模の特性を活かした多様性と柔軟性＝“使い勝手の良さ”  
質が確保された保育を提供＝“安心して預けられる保育”

## (2) 小規模保育事業の先行的な検討について

- 小規模保育事業については、新制度における地域型保育給付の対象となる4事業の1つであるが、「待機児童解消加速化プラン」に位置付け、平成27年度(予定)からの新制度の施行を待たずに支援を開始し、早期の受け皿確保を進めていくこととしている。  
保育緊急確保事業の活用を含め、財源については要検討
- 上記の通り、「新制度の先取り」であるため、先行して事業を開始したものが新制度にスムーズに移行できることが不可欠。
- そのため、質の確保を前提に多様性、柔軟性を確保しつつ、事業のベースを早期に検討し、固めておくことが必要。  
 待機児童解消加速化プランに取り組む地方自治体を支援するためには、今夏日処に固めておく必要  
実態調査を並行して実施。  
今後の公定価格の設定の議論等を踏まえ、必要に応じて若干のバリエーションを検討。

## (参考) 地域型保育事業の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしている。
  - ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
  - ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
  - ◇居宅訪問型保育
  - ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)
- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)においても、待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の子どもであることを踏まえ、認定こども園、保育所に加え、こうした小規模保育や家庭的保育等の量的拡充も併せて、待機児童の解消を図っていくこととされている。



## 2. 小規模保育事業の位置付け（性格）について

- 小規模保育事業(定員6人以上19人以下)は、児童福祉法において児童福祉施設(7条)として位置付けられている認可保育所(定員20人以上)とは、法令上の位置付けが異なっており、多様なスペースを活用して質の確保された保育を提供する「事業」としての位置付け(性格)を基本として、検討する。その上で、保育所(児童福祉施設)に準じた規制が必要な場面においては、適宜、対応することとする。

### 3. 小規模保育事業の事業構成について

- 小規模保育事業の事業構成としては、例えば以下のように、いくつかのパターンが考えられる。
  - パターン1：統一的な認可基準を設け、この1つの類型に収斂していく
  - パターン2：複数の認可基準を設け、保育所分園に近い類型、家庭的保育に近い類型の2つの類型とする
  - パターン3：複数の認可基準を設け、保育所分園に近い類型、家庭的保育に近い類型、それの中間的な類型の3つの類型とする
- この場合、各パターンにおけるメリット・デメリットを整理すると以下の通り。

	パターン1	パターン2	パターン3
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・シンプルな事業構成とすることが可能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・きめ細かい事業構成をとることが可能</li><li>・現行制度からの移行が比較的スムーズ</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・よりきめ細かい事業構成をとることが可能</li><li>・現行制度からの移行がスムーズ</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・由来が全く異なる事業を1つの基準にまとめることが可能か</li><li>・事業の特性である柔軟性が失われ、硬直的な事業とならないか（事業展開がしにくくなるないか）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業構成が複雑化しないか</li><li>・地方単独事業も含め、多様な事業からの移行が想定されるが、2類型で吸収しきりることが可能か</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・複雑な事業構成とならないか</li></ul>

- 多様な事業からの移行が想定される中で、各案のメリット・デメリットに鑑みると、パターン3を基本に、保育所分園に近い類型、家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型、その中間的な類型の3類型を念頭に検討を行うこととする。

※小規模保育事業への移行が想定される事業：保育所分園、グループ型小規模保育、へき地保育所、地方単独事業など

## 4 . 小規模保育事業の認可基準について

### (1) 概要

- 小規模保育事業では、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求め、
  - ①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
  - ②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとすることとしている（保育所に関する認可制度と同様）。
- 小規模保育事業の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。
- 国が定める基準については、
  - ア 「職員の資格、員数」、「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。
  - イ 「それ以外の事項」については、「参酌すべき基準」とする。  
特に、「保育室及びその面積(面積基準)」については、地域の実情に応じて、公的スペース等の活用を図るため、保育所等とは異なり「参酌すべき基準」としている。
- 小規模保育事業については、現行の類似の事業や地域の実情を踏まえつつ、それぞれの特性に応じた基準を新たに設定することが必要となる。
- 認可基準の設定に当たって、主な事項及び検討の方向性については次ページ以降において記載  
※基準の設定に当たっては、特に、既存施設・事業等からの移行に当たって、経過措置の検討を併せて行うことが必要。

## 5 . 認可基準の具体的な各項目について

### (1)職員数・資格要件

<現状>

	保育所	保育所分園	グループ型小規模保育 (家庭的保育)	認可外保育施設
保育従事者	保育士 0～2歳児4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可	保育士 (保育所と同様)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認められる者	保育従事者 (3分の1以上が保育士又は看護師)
職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所と同様	乳幼児(全年齢) 3:1	保育所と同様

※へき地保育所については、保育士を2人以上置くこととした上で、うち1人は児童の保育に熱意を有し、心身ともに健全なもので代替可能としている。

<対応案>

	A型(分園型)	B型(中間型)	C型(グループ型)
保育従事者	保育士 保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける(1人まで)。	保育士 <sup>②</sup> +保育従事者 <sup>③</sup> 保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける(1人まで)。	家庭的保育者 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1又は3:1 <sup>①</sup>	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1又は3:1 <sup>①</sup>	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)

保育所分園制度自体は継続

論点①:A型、B型の1・2歳児の配置基準について、どの程度を求めることがあるか。

→保育所並みの6:1を基本としつつ、3:1の基準についても検討するか。

→6:1を基本とする場合、保育士又は保育補助者等を付加する構成も併せて検討するか。

<主な御意見>

・6:1では配置が薄いのではないか。小規模保育は面積は狭くても質の高い小回りの効く保育を行えるよう、3:1にすべき。

・1・2歳児は保育所と同じでは6:1だが、人数が少ないとから、もう1人保育士を加配してはどうか。

・1・2歳児については、保育所と同じ6:1、3:1ではなく、4:1、5:1といった基準の検討も必要。

・職員配置数は保育所と同様で構わないのではないか。

【対応方針】

➢A型、B型の1・2歳児については、現行の保育所、へき地保育所、地方単独事業等からの円滑な移行も念頭に、保育所と同様の配置基準(6:1)とすることを基本としてはどうか。

➢その上で、小規模事業の特性を踏まえ、認可基準上、保育に従事する職員を1人追加配置することを求めてはどうか。

※そのため、事業規模にかかわらず、最低2名の保育従事者数が確保されることとなり、保育の質、安全性を担保

## <論点>

論点②:B型の保育士割合をどの程度のものと設定するか。

→保育集団としては小ロットになることを念頭に、A型とC型の中間タイプであることから、基本的に2分の1以上を保育士とすることを求めるか。

→更に、保育士比率が上昇した場合について、公定価格上の段階的な対応を検討していく必要があるか。

### **<主な御意見>**

- ・1／2以上を保育士として残りを家庭的保育者で対応することとしてはどうか。
- ・全員が保育士を要件にすると、保育士不足の状況下では対応困難。
- ・保育所の規制緩和に繋がるような制度設計はすべきではなく、保育制度における保育士の配置パターンを基本とすべきではないか。

### **【対応方針】**

➢C型、地方単独事業、へき地保育所等からの移行を念頭に、B型の保育士割合については、認可基準上1／2以上とすることを求めるとしてはどうか。

※B型については、「保育所と同じ比率の職員配置数+1名」の1／2以上について保育士であることを求めることとなる。

➢その上で、保育士比率が上昇した場合(例:3／4となった場合)、公定価格上、段階的に対応していくこととして、保育士比率の上昇を促していく仕組みを検討してはどうか。

論点③:B型の保育従事者(保育士以外 )について、どういった職員を求めるか。

→C型からの移行も念頭に、家庭的保育と類似の研修を求めることとするか。

→B型についても研修を求めることとした場合、小規模保育事業の性質を踏まえた研修内容・要件・実施体制をどうするか。

→特に安定した保育従事者の確保の観点から実施体制の充実が必要か。

※保育士については研修を求めない。

#### <主な御意見>

- ・1／2以上を保育士として残りを家庭的保育者で対応することとしてはどうか。
- ・保育士を基本としつつ、幼稚園教諭や子育て経験者等、様々なバックグラウンドを持つ人が一定の基準に基づく研修を受けて参画する仕組みとすべき。
- ・保育補助者に対しては市町村の研修を行うべき。
- ・家庭的保育の認定研修は厳しく行うべきであり、養成校で行うのが筋ではないか。

#### 【対応方針】

- B型の保育従事者、C型の保育者(補助者を含む)に対しては、保育の質の確保の観点から、一定の研修を求めることとしてはどうか。
- その上で、制度施行までの間は、B型の保育従事者及びC型の補助者については現行の家庭的保育者、補助者に対する基礎研修、C型の保育者については、現行の家庭的保育者に対する認定研修で対応することとしてはどうか。
- また、新制度における研修については、現行の家庭的保育者・補助者に対する研修の内容も踏まえた上で、
  - ・小規模保育については、家庭的保育と比較して、より集団的な保育となること、
  - ・研修対象となる保育従事者の数は現在よりも多くなることが想定されること
  - ・現行の家庭的保育者に対する研修については、市町村単位で行われているものの、事業規模等に応じて、研修実施体制の充実が求められること、等を勘案し、見直していくこととしてはどうか。その際、一定の経過措置を検討することとしてはどうか。

## (2)設備・面積基準(参酌基準)

<現状>

	保育所	保育所分園	グループ型小規模保育 (家庭的保育)	認可外保育施設
設備	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室又は遊戯室	乳児室又はほふく室	保育を行う専用居室	保育室
	医務室	(本園にあることから不要)		
	屋外遊戯場 付近の代替地可	屋外遊戯場 付近の代替地可	同一敷地内に遊戯等に適当 な広さの庭 付近の代替地可	
	便所	便所	便所	便所
面積	乳児室 1人1.65m <sup>2</sup> ほふく室 1人3.3m <sup>2</sup> 保育室 1人1.98m <sup>2</sup> ※平成26年度末まで大都市特例あり	保育所と同様	1人3.3m <sup>2</sup>	1人当たり1.65m <sup>2</sup> 以上 ※0歳児の区画は求める
	屋外遊戯場 1人3.3m <sup>2</sup> (2歳児)	保育所と同様		

<対応案(居室)>

	A型(分園型)	B型(中間型)	C型(グループ型)
設備	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室
面積	0・1歳児 1人3.3m <sup>2</sup> <sup>①</sup> 2歳児 1人1.98m <sup>2</sup> 又は3.3m <sup>2</sup> <sup>②</sup>	0・1歳児 1人3.3m <sup>2</sup> <sup>①</sup> 2歳児 1人1.98m <sup>2</sup> 又は3.3m <sup>2</sup> <sup>②</sup>	0～2歳児 1人3.3m <sup>2</sup>

大都市特例の取扱いについて要検討

## <論点>

論点①: 0・1歳児の乳児室／ほふく室の面積について、どの程度の面積を求める事とするか

→年度途中に頻繁に児童を入れ替わることを想定すると、A型・B型ともに1人当たり3. 3m<sup>2</sup>以上とすることを基本としてはどうか。

論点②: 2歳児の保育室の面積について、どの程度の面積を求める事とするか。

→A型・B型については、保育所並みの1人1. 98m<sup>2</sup>とするか、又は、C型と同様に1人3. 3m<sup>2</sup>とするか。

論点③: 面積基準については、現行の大都市特例の取扱いをどうするか。

### <主な御意見>

・0～2歳児は1人当たり3. 3m<sup>2</sup>とすべきではないか。

### 【対応方針】

➢A・B型の0・1歳児については、年度途中の入れ替わり等を考慮して、C型と同様に、1人当たり3. 3m<sup>2</sup>以上としてはどうか(その上で、現行の大都市特例については、市町村の条例において設定することとしてはどうか)

➢A・B型の2歳児については、現行の保育所、へき地保育所、地方単独事業等からの円滑な移行も念頭に、国としてお示しする基準については、保育所と同様に、1人当たり1. 98m<sup>2</sup>以上を求める事としてはどうか。

## (2)設備・面積基準(参酌基準)

<対応案(屋外遊戯場等)>

	A型(分園型)	B型(中間型)	C型(グループ型)
設備	屋外遊戯場 (付近の代替地可)	屋外遊戯場 (付近の代替地可)	同一敷地内に遊戯等に適當な広さの庭 <sup>①</sup> 付近の代替地可
面積	1人3. 3m <sup>2</sup>	1人3. 3m <sup>2</sup>	1人3. 3m <sup>2</sup>

<論点>

論点①:C型についても、A型・B型と同様、屋外遊戯場(庭・付近の代替地で可)を設けることを求め、面積基準も1人当たり3. 3m<sup>2</sup>以上とするか。

【対応方針】

➢A・B・C型のいずれにおいても、屋外遊戯場の設置を求めた上で(庭・付近の代替地で可)、面積基準についても、2歳児に対し1人当たり3. 3m<sup>2</sup>以上としてはどうか。

### (3) 給食(自園調理)

<現状>

	保育所	保育所分園	グループ型小規模保育 (家庭的保育)	認可外保育施設
給食	自園調理 3歳以上児は外部搬入可能 公立は特区により3歳未満児も外部搬入可能	本園からの搬入で可	外部搬入可能	外部搬入可能
設備	調理室 外部搬入を行う場合、調理設備	(本園にあることから不要。その場合、衛生上・防火上不備が生じないよう留意)	調理設備	調理室 外部搬入を行う場合、調理設備
職員	調理員 全部委託、外部搬入の場合は不要	(本園にいることから不要)	不要	

<対応案>

	A型(分園型)	B型(中間型)	C型(グループ型)
給食	自園調理 <u>連携施設等からの搬入可<sup>①</sup></u> 社会福祉施設、病院を含む	自園調理 <u>連携施設等からの搬入可<sup>①</sup></u> 社会福祉施設、病院を含む	自園調理 <u>連携施設等からの搬入可<sup>②</sup></u> 社会福祉施設、病院を含む
設備	調理設備(キッチン程度を想定) <sup>①</sup>	調理設備(キッチン程度を想定) <sup>①</sup>	調理設備(キッチン程度を想定) <sup>②</sup>
職員	調理員 <sup>①</sup> 連携施設等からの搬入を行う場合不要	調理員 <sup>①</sup> 連携施設等からの搬入を行う場合不要	調理員 <sup>②</sup> 連携施設等からの搬入を行う場合不要

## <論点>

論点①:A型・B型について自園調理を原則とするか。

→自園調理及び調理設備の設置を求めつつ、現行通り、連携施設(本園)からの搬入を可能とするか。

※現行の分園は、基本的に、本園(自園調理+調理室+調理員)が前提

→多様な場所での事業展開を想定していることから、調理設備とすることで良いか(特にB型)。

その場合、施設規模・アレルギー対応を含めた設備能力について、どう考えていくか。

→自園調理を行う場合、調理担当として、調理員の配置を求めるか。

※又は保育従事者に係る配置基準の中で一部職員が調理時間帯のみ調理を担当することを可能とするか。

→調理業務の委託については、現行の保育所と同様、認めることとするか。

※その場合、調理員の配置は求めない。

論点②:C型について、現行通りで可とするか。又は自園調理等を求めることがあるとするか。

→外部搬入等まで可能としつつ、原則として、自園調理を求めるか。

→C型についても、共同住宅など多様な場所での事業展開を想定しているため、調理設備とすることで良いか。

その場合、施設規模・アレルギー対応を含めた設備能力について、どう考えていくか。

→自園調理を行う場合、調理担当として、調理員の配置を求めるか。

※又は保育従事者に係る配置基準の中で一部職員が調理時間帯のみ調理を担当することを可能とするか。

→調理業務の委託については、現行の保育所と同様、認めることとするか。

※その場合、調理員の配置は求めない。

※公立保育所に係る3歳未満児に対する給食の外部搬入特区については、平成24年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会による評価においては、発達段階に応じた給食の対応、特に離乳食をはじめ3歳未満児に必要な個別の対応が困難であること、3歳未満児に有病率の高いアレルギー児対応について外部搬入では代替食の提供が難しいこと等を踏まえ、こうした弊害の撤去が必要であり、こうした状況を踏まえ再度評価を行う旨の評価となっている。

<主な御意見>

- ・アレルギー等、安全に関する基準を十分に定めた上で、給食の外部搬入を可能にすること。それが難しければ、自園調理の原則でも構わないが、手薄にならないよう調理要員の加算によって対応を。
- ・自園調理すべき。キッチン程度で調理設備上難しくても運用ルールをしっかりして安全性を担保すべき。調理員も加味した予算措置をすべき。
- ・自園調理が基本。調理員を置くべき。

## 【対応方針】

### 〔給食の取扱いについて〕

- A・B・C型に共通して、自園調理を基本としてはどうか。  
その際、調理業務の委託については、保育所と同様に可能とする。  
※ 保育所における調理業務の委託に当たっては、「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日社施第38号)、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)を踏まえて実施。
- その上で、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能としてはどうか。
- なお、C型については、現行の取扱いにかんがみ、一定期間内に体制を整える前提で、経過措置を設けることとしてはどうか。
- また、実際の給食の提供に当たっては、社会福祉施設、病院等の大量調理施設における衛生管理に係る「大量調理施設衛生管理マニュアル」や食品等事業者における衛生管理に係る「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」等を参考に、衛生管理上、必要な対応について整理していくこととする。
- 新制度施行前に先行スタートする小規模保育事業が円滑かつ適切に給食を提供できるよう、連携施設その他の栄養士に嘱託する形で、アレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設けてはどうか。

### 〔設備の取扱いについて〕

- A・B・C型に共通して、調理設備を基本としてはどうか。
- その際、通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容を求めることとし、届出対象となる給食施設(1回20食以上など)に求められる設備内容も踏まえながら、具体的な内容については、条例等において定めることとしてはどうか。
- なお、連携施設等からの搬入とする場合については、提供に当たって必要な加熱、保存等の調理機能を求めるとしてはどうか。

### 〔職員の取扱いについて〕

- A・B・C型に共通して、調理業務に従事する調理員の配置を基本としてはどうか。(ただし、調理業務の委託を行う場合及び連携施設等からの搬入とする場合は、調理員の配置は不要)

## (4) 耐火基準

<現状>

	保育所	保育所分園	グループ型小規模保育 (家庭的保育)	認可外保育施設
耐火基準等避難規制	設備運営基準において上乗せ規制あり 建築基準法上は、特殊建築物（「児童福祉施設等」）としての取扱い	本園と同様	家庭的保育と同様（基本的には上乗せ規制はなし）	指導監督基準上、上乗せ規制あり 保育所に近い上乗せ規制

<対応案>

	A型(分園型)	B型(中間型)	C型(グループ型)
耐火基準等	保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物であることを求める。①	保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物であることを求める。①	保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物であることを求める。①

<論点>

論点①：多様なスペースの活用を念頭に、例えば、保育室等を2階以上に設置する場合については、耐火建築物・準耐火建築物であることを求め、それ以外は建築基準法、消防法の一般規制等を踏まえることを基本として検討することで良いか。

※詳細については、各事業の実態を踏まえながら検討が必要。

※全体的に建築基準法・消防法の適用については、要検討

<主な御意見>

・会議において特段の意見はなかった。

【対応方針】

- 建築基準法、消防法等との関係については、保育所、家庭的保育事業に関する位置付けを基本として、各規制について整理する。
- これを前提に、小規模保育事業に対して特に求める事項として、対応案としてお示しした考え方のほか、A型、B型、C型を問わず、
  - ①現行の保育所、家庭的保育事業において設置を求めている消火器等の消火器具
  - ②基本的にすべての保育所に設置が求められる非常警報器具
  - ③保育室等を2階以上に設置する場合には、保育所と同様に、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備を設けることを求めることとする。
- また、避難階段については、当面、現行の認可保育所における取扱いと同様としつつ、認可保育所の避難階段に関する規制の見直しを踏まえ、今後、準じて見直すこととする。

※現行、認可外保育施設の避難階段についても認可保育所と同様の取扱いとしている。

## (5)連携施設

<現状>

	保育所	保育所分園	グループ型小規模保育 (家庭的保育)	認可外保育施設
連携施設	—	保育所本園との連携が前提	保育所本体又は連携保育所の支援が前提	—
必置職員	嘱託医	本園に配置されていることから不要	連携保育所の存在が前提	

※調理員は前述

<対応案>

- 嘱託医の支援を含め、認定こども園、保育所、幼稚園を連携施設として設けることとしてはどうか。
- その際、公立施設による連携を含め、市町村による積極的な調整を求める事としてはどうか。

<論点>

論点：卒園後の受入先として連携施設を位置付けることを可能とするかどうか。

- 各市町村における取扱い等を踏まえ、更に検討することとしてはどうか。
- その際、透明性を確保した上で、
  - ・小規模保育事業を利用している子どもが3歳以降に安心して教育・保育を受けることが可能となるよう、受け皿の安定的な確保
  - ・小規模保育事業の定着といった視点が必要ではないか。

### <主な御意見>

- ・連携施設の調整義務を自治体に課すことを明示すべき。
- ・嘱託医や栄養士について、連携施設が行政で対応が必要。卒園後のために園児要録を行政で整えてほしい。
- ・卒園後の受け入れ先として必要。

### 【対応方針】

➢対応案としてお示しした考え方を踏まえつつ、保育内容の支援、卒園後の受入先など、連携施設に対して求められる役割等について、更に検討することとしてはどうか。

#### <検討の視点>

※連携施設を必ず設けることとするか。0～2歳までの事業である小規模保育に対する連携施設として担う役割について、どう考えていくか。その際、3歳以降の受け皿確保についてどう考えていくか。

※離島等で教育・保育施設が存在しないなど、連携施設の設定が困難である場合等への対応について、どう考えていくか。

※小規模保育が連携施設を円滑に設定する上で、市町村の役割をどのように考えるか。

※複数の小規模保育と複数の施設の間での連携などについて、どう考えるか。

※連携施設間で協定書等の締結を求めていくか。

※連携関係にあることについて、情報公表との関係でどのように取り扱うか。

※連携施設との具体的な連携方法・内容・程度について、どう考えていくか。(検討例①、検討例②参照)

## <検討例①:保育内容の支援について>

	連携内容(例)
給食に関する支援	<p><u>I 小規模保育の給食が連携施設からの搬入の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・献立作成</li> <li>・<u>給食の調理、搬入</u></li> <li>・個別対応(離乳食対応、アレルギー児対応、体調不良児対応等)</li> </ul> <p><u>II 小規模保育の給食が自園調理の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>基本的には対応不要。</u>必要に応じて、献立作成、個別対応等に関するアドバイスを行うこともできる。</li> <li>・ただし、小規模保育の調理員の急な病休等で小規模保育から求めがある場合には、当該教育・保育施設の運営に支障のない範囲で協力する。</li> </ul>
嘱託医(健康診断)	<p><u>小規模保育で嘱託医を別途委嘱する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>基本的には対応不要。</u></li> </ul> <p><u>連携施設と小規模保育で同一の嘱託医に委嘱する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、連携施設と小規模保育の合同で健康診断を行う。</li> </ul>
園庭開放	小規模保育から求めがある場合、当該連携施設の運営に支障のない範囲で園庭を開放する。
合同保育	小規模保育から求めがある場合、当該連携施設の運営に支障のない範囲で合同による保育を行う。
後方支援	小規模保育の保育士等の急な病休等で小規模保育から求めがある場合には、当該連携施設の運営に支障のない範囲で協力する。
行事への参加	小規模保育からの求めがある場合、当該連携施設の運営に支障のない範囲で協力する。

## <検討例②: 卒園後の受け皿について>

連携先	取扱いの方法(例)
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ “連携施設”である旨を明示。</li><li>➢ 1号の利用定員の設定において、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定する。この範囲で入園選考時に優先的に取り扱うことを予め当該幼稚園が明示することにより、透明性を確保しつつ、特定の小規模保育等からの入園希望者を優先的に入園させる(3歳から新規に1号認定を受けて入園を希望する者と比較して)。 2号認定を受けて1号定員の範囲内で幼稚園を利用する場合も同様。</li></ul>
保育所	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ “連携施設”である旨を明示。</li><li>➢ 2号の利用定員の設定において、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定する。この範囲で利用調整時に優先的に取り扱うことを予め市町村が明示することにより、透明性を確保しつつ、特定の小規模保育等からの入所希望者を優先的に入所させる(3歳からの新規入園希望者と比較して)。 当該保育所内の3歳未満児からの持ち上がりは、当然、最優先。</li></ul>
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ “連携施設”である旨を明示。</li><li>➢ 1号及び2号の利用定員の設定において、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定する。この範囲で入園選考又は利用調整の際に優先的に取り扱うことを予め当該認定こども園及び市町村が明示することにより、透明性を確保しつつ、特定の小規模保育等からの入園・入所希望者を優先的に入所させる(幼稚園、保育所と同様)。</li></ul>

## ◎子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

### (市町村等の責務)

第3条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

ニ 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

### (特定地域型保育事業者の責務)

#### 第45条

4 特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対し適切な地域型保育を提供するとともに、市町村、教育・保育施設、児童相談所、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な地域型保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならぬ。

## ◎児童福祉法(昭和22年法律第164号)

#### 第24条

7 市町村は、第三項の規定による調整及び要請並びに第四項の規定による勧奨及び支援を適切に実施するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな保育が積極的に提供され、児童が、その置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育を行う事業その他児童の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。

## (6)利用定員の区分

### ①C型の定員の取扱い

→グループ型小規模保育事業は、現在、最大でも15名(3グループ)までとされているが、C型については、更に検討していくこととするか。

### ②定員弾力化の取扱い

→小規模保育事業の利用定員の上限(19名)の範囲内であれば、認可基準を満たす前提で、認可・確認時において設定した定員を超えて弾力化することを認めることとしてはどうか。

例)利用定員15名と設定した小規模保育が年度途中で3名受け入れるなど。

→一方、19名を超える定員の弾力化の取扱いについては、本来の事業定義を変えかねないことから、確認制度における利用定員の議論を踏まえて慎重に検討する必要があるのではないか。

※児童人口減少地域における定員弾力化の取扱いについては検討が必要。

※それ以外の地域においても、年度中の利用児童数の変動が比較的大きいことが想定されることを踏まえた検討が必要ではないか。

### ③特例給付の取扱い

→3歳以上児については、利用定員の範囲内で受入が可能(特例給付)となるが、定員の分布が広範囲であり、かつ、地域において他の保育基盤がないことも想定される児童人口減少地域に関しては経過的な措置を含めたルールの検討が必要ではないか。